

# 東和病院 医療安全指針

当院では、以下の指針により医療安全管理を行っています。

## 1. 安全管理に関する基本的な考え方

安全な医療サービスを提供するために、「人間はエラーを犯すもの」ということを前提にし、個人の責任を追究するのではなく、医療事故を発生させた正確な情報を収集し、適正に分析・対策を講じて再発を防止することに努めます。

「常に医療事故を未然に防ぐ」という強い信念のもと、職員がそれぞれの立場から医療安全活動に取り組み、個人及び病院全体の組織レベルで事故防止対策を推進し、患者に信頼される医療サービスの提供と医療の質の向上を求めています。

## 2. 安全管理対策の組織

当院における医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、当院に医療安全管理部を設置するとともに、院長を委員長とする医療安全委員会を開催し、医療安全管理の重要事項を審議決定します。また、各部門の安全管理の責任者が医療安全活動を実施します。

## 3. 安全管理のための職員研修

医療の安全管理に関する意識の高揚及び医療の質の向上を図るため、全職員に対して医療安全管理に関する研修を年2回以上行います。

## 4. 医療安全の確保を目的とした改善方針

各医療現場での「ヒヤリ」「ハット」の経験や事故の全情報を、委員会で収集して原因の分析及び改善策について検討を行い、その結果を全職員に情報提供することにより事故発生の再発防止に努めます。

## 5. 医療事故発生時の対応

医療事故発生時には、医療上の最善の処置を行うことはもとより、医療事故対策委員会および医療事故調査委員会で事実関係を調査し、その結果を踏まえて患者様及びご家族への説明等、誠意をもって対応します。

## 6. 職員と患者様との間の情報共有

この指針は、患者様に医療の安全管理への理解と協力を得るため、院内掲示を行い積極的な閲覧の推進に努めます。また病状や治療方針など、患者様からの相談に対しては主治医、担当看護師等へ報告し対応します。

## 7. その他の医療安全の推進

医療安全の推進のため、「医療事故防止マニュアル」を整備して全職員に周知徹底を図ります。またマニュアルの見直しを随時行います。